### (事務局説明:1)

### 【向日市国民保護協議会運営要綱(案)について】

それでは「向日市国民保護協議会運営要綱(案)」ついて事務局からご説明させていただきます。 私は市民生活部次長兼危機管理監の木村でございます。よろしくお願いいたします。

お手元の 2 ページの資料 2 が、「向日市国民保護協議会運営要綱(案)」でございますが、その前に、まず、 1 ページの資料 1 、「向日市国民保護協議会条例」をご覧いただたいと存じます。

本条例は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」、いわゆる、「国民保護法」第40条第8項の規定に基づきまして、向日市の国民保護協議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めたものでございます。

去る、3月の定例市議会で可決し、3月26日公布し、施行しましたことを、まず、ご報告させていただきます。

それでは「向日市国民保護協議会運営要綱(案)」についてでございます。

第1条では、「向日市国民保護協議会条例」第7条の規定に基づきまして、協議会の運営に関し、 必要な事項を定めるという趣旨を記述しております。

第2条では、会長の職務代理を、向日市助役の職にある委員とする旨を、定めるものであります。

第3条では、会長の専決処分としまして、協議会を招集する暇がないと認められるときは、会長は 議決すべき事項を専決処分できることとしたところであります。

第4条では、部会につきまして、第5条では、幹事会につきまして、定めるものでございます。 以上で「向日市国民保護協議会運営要綱(案)」についての説明とさせていただきます。

# (事務局説明:2)

### 【向日市国民保護協議会の概要について】

それでは、次に、「向日市国民保護協議会の概要について」ご説明させていただきます。

お手元の3ページの資料3、「向日市国民保護協議会の概要」をご覧ください。

向日市国民保護協議会の組織、業務、運営等は、国民保護法と向日市国民保護協議会条例、並びに、 先ほどご審議いただきました、運用要綱で定めております。

一番上の欄は協議会設置の目的でございます。

「国民保護法」第39条第1項で、国民の保護のための措置に関し広く住民の意見を求めること、 国民保護のための措置に関する施策を総合的に推進するために、協議会を設置することと定められい るところでございます。

続いて2番目の欄は協議会の組織についてでございます。

まずは、会長でございますが、これは法第40条第2項で、会長は市長をもって充てる、とされているところでございます。

会長職務代理につきましては、条例と運用要綱で助役と定めております。

また、委員の皆様方につきましては、法第40条第4項及び条例第2条第1項によりまして、市長が任命させていただいたところでございます。

次に、幹事につきましては、条例第5条第1項及び同条第2項のより、委員の属する機関の職員の うちから市長が委嘱し、又は任命することといたしております。

委員は定数30人に対し29名、幹事は定数30名に対し26名の方々をお願いいたしたところで ございます。 なお、任期につきましては、法第40条第5項で2年となっているところでございます。

続いて3番目の所掌事務でございますが、 の国民保護に関する重要事項という包括的な事務と、 の国民保護計画の策定又は重要な変更という個別の事務が、諮問事項として定められているところでございます。

4番目の運営方法でございますが、協議会の運営は、委員の皆様によります協議会と、幹事によります幹事会で行って参ります。

幹事会につきましては、委員を補佐する立場から、個別・具体的な議論を行っていただく考えでございます。

一番下の欄でございますが、協議会は原則として公開することとしております。

なお、傍聴要領としましては、4ページの資料4のとおり、定めたところでございます。

5ページの資料5は、「国民保護法」の協議会に関する条項を抜粋し、添付させていただいたものでございます。

#### (諮問の報告)

つぎに、本日、向日市長から当協議会会長に、「向日市国民保護計画について」諮問がありましたことを、委員の皆様にご報告させていただきます。

なお6ページの資料6でその諮問書の写しを、また、7ページの資料6-1は、諮問書の添付資料としての、「国民保護計画に定める事項」でございますので、ご確認くださいませ。

以上で、「向日市国民保護協議会の概要について」の事務局からの説明とさせていただきます。

#### (事務局説明:3)

# 【向日市国民保護計画について】

それでは、これから説明いたします、8ページの資料7から15ページの資料7-7までは、後ろのスクリーンにも映し出しますので、お手元の資料とともにご覧いただきたいと存じます。

それでは、「向日市国民保護計画について」でございます。

この計画を策定するに当たりまして、まず、「国民保護」ということにつきまして、ご説明させていただきます。

まずはじめに、「国民保護法の概要」についてを、 次に、「国民の保護に関する基本指針の概要」について、 続きまして、「市町村国民保護モデル計画の概要」についてを、ご説明をさせていただきます。

その後に、「向日市国民保護計画について」を説明させていただきますので、よろしくお願いいた します。

お手元の8ページからの資料をご覧くださいませ。

### (国民保護法の概要)

それでは、「国民保護法の概要」としまして、9ページの資料7-1の「武力攻撃事態対処法と国 民保護」について、説明いたします

これは「武力攻撃事態対処法」を中心とした有事法制の全体像でございます。

有事法制をめぐりましては、平成15年6月に、まず、有事法制の基本法と位置付けられる、「武力攻撃事態対処法」など、武力攻撃事態対処関連三法が成立したところであります。

さらに、この法律を受けまして、翌16年6月には、「国民保護法」をはじめとする、有事関連7

法案が可決・成立されたところであります。

「武力攻撃事態対処法」と相まって、国全体として万全の態勢を整備し、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するための基本的な法制が整備されたところであります。

このように、国民保護法は、武力攻撃事態対処法第22条の規定の基づき、整備された事態対処法制の一つでございます。

我が国が武力攻撃にさらされたとき、まず国は、(武力攻撃事態対処法第9条に基づきまして、)「対処基本方針」を定めることとなっております。

そして、この「対処基本方針」が定められたときは、(武力攻撃事態対処法第10条の規定に基づきまして、)当該対処基本方針に係ります対処措置の実施を推進するため、「武力攻撃事態等対策本部」を設置することとなっております。

「国民保護法」は、このように、我が国に対する武力攻撃が行われた場合におきまして、国民の生命、身体、財産を保護するため、国の対処基本方針に基づき、国や地方公共団体、指定公共機関等が相互に連携して行う、避難、救援、被害最小化などの国民の保護のための措置等について定めた法律でございます。

次に10ページの資料7-2をご覧ください。

これは、「国民保護法の構成」でございます。

国民保護法は、11章195条からなり、第1章は左側にございますが、総則で、国民保護の枠組みが示されております。

第2章以下は右側で、住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置、、武力攻撃災害への対処に関する措置、国民生活の安定に関する措置などの国民保護措置の各論、となっております。 次に11ページの資料7-3をご覧ください。

「国民の保護に関する措置の仕組み」でございます。

これは、国、都道府県、市町村は「避難」「救援」「武力攻撃災害への対処」の3つの役割を連携して果たすことを示しているところでございます。

まず、「避難」についてでありますが、武力攻撃が迫った場合、国が都道府県に対し警報や避難措置の指示を出し、都道府県は市町村に、市町村は住民に伝達することになっております。

又、市町村は住民の避難誘導に当たることとされており、防災とは異なり、府県域を超えた広域避難も想定されているところであります。

次に、「救援」につきましては、都道府県が中心になって避難住民への食料・収容施設・医療の提供などの救援措置を行うことになっておりますが、市町村が救援を補助し、協力することとなっております。 また、都道府県だけでは十分な措置が講じられないことも想定されますことから、あらかじめ協議し、又は事態に応じて、法定受託事務としてのその実施を市町村が行う(委託)ことができることになっております。

3つ目は、「武力攻撃災害への対処」ですが、武力攻撃に伴う被害をできるだけ小さくするために、例えば、消火活動や緊急通報の指示など必要な措置を、国が地方公共団体と協力して対処することと、されております。

このほか、指定公共機関、指定地方公共機関は国、都道府県、市町村の措置と連携してそれぞれの 業務について国民保護措置を実施することといたしております。

次に12ページの資料7-4をご覧ください。

「緊急対処事態に対処するための措置」に関する説明でございます。

武力攻撃事態対処法では武力攻撃事態等と並んで大規模テロなどの緊急対処事態に対する対処が定められております。

事態が起きた場合には、武力攻撃事態等と同様の枠組みで、国民保護措置を含んだ緊急事態対処方針を策定し、緊急対処事態対策本部を設置いたします。

避難、救援、武力攻撃災害対処などの措置について武力攻撃事態等に準じて行うことが定められて おります。

以上が国民保護法の概要でございます。

# (国民保護法における基本指針の概要)

それでは次に、「国民保護法における基本指針の概要」についてご説明いたします。

13ページの資料7-5をご覧ください。

これは「国民保護法における基本指針の位置付け」でございます。

国民保護法では、国民保護措置を円滑に実施するため、国の各省庁・都道府県・市町村は「国民保護計画」を策定することとなっております。

これら計画を策定するに当たり、先ず国が「国民の保護に関する基本指針」を定めることになって おり、平成17年3月25日に閣議決定されたところでございます。

この基本指針に基づき国の各省庁・都道府県・指定公共機関が平成17年度中に計画を作成したところであります。

平成18年度には、都道府県が作成した計画に基づき市町村や指定地方公共機関がそれぞれの計画を作成することになっております。

次に14ページの資料7-6をご覧ください

「基本指針の基本的な構成」でございます。

第1章では、国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針として、基本的人権の尊重を始めとする9項目の留意事項が、示されております。

第2章では武力攻撃事態の想定に関する事項が定められております。

「着上陸侵攻」

「ゲリラや特殊部隊による攻撃」

「弾道ミサイル攻撃」

「航空攻撃」の4つの武力攻撃事態の類型とその特徴、留意点と

NBC攻撃の場合の対応について示されております。

第3章では国民保護措置を的確迅速に実施するための実施体制の確立や武力攻撃事態における対策 本部や関係機関の活動態勢について、示されております。

第4章では国民の保護のための措置に関する事項としまして、

第1節で住民の避難に関する措置について

第2節で避難住民等の救援に関する措置について

第3節で武力攻撃災害への対処に関する措置について、以下、

第4節 国民の保護のための措置全般についての留意事項

第5節 国民生活の安定に関する措置

第6節 武力攻撃災害の復旧に関する措置

第7節 訓練及び備蓄について具体的に示されております。

第5章では緊急対処事態への対処について、

第6章では国民の保護に関する計画等の作成手続について示されているところであります。

以上が基本指針の基本的な構成の概要でございます。

(市町村国民保護モデル計画の概要)

それでは次に、市町村国民保護モデル計画の概要について、ご説明いたします。

15ページの資料7-7をご覧ください。

これは、本年、1月31日に消防庁長官から通知を受けました、「市町村国民保護モデル計画の構成」でございます。

内容は第1編総論

- 第2編平素からの備えや予防
- 第3編武力攻撃事態等への対処
- 第4編復旧等 及び
- 第5編緊急対処事態への対処の

本編5編と資料編から構成されております。

計画の特徴としましては、

- ・計画策定に当たって留意すべき事項や参考となる情報が付記されていること
- ・武力攻撃事態の類型に応じて対応が異なる部分についてはその差異が分かるように記述している こと
- ・事態認定以前の対応も計画するなど切れ目のない対応という観点を重視したことなどがありま す。

特に、策定に当たり関係省庁とのすりあわせが実施されておりまして、今後の市町村の計画作成の 大きな助けになるものと考えております。

16ページから19ページの資料7-8に、ただ今、説明させていただきました、「市町村の国民保護計画のポイント」を添付しておりますのでご覧置きいただきたいと思います。

なお、平成18年1月に消防庁国民保護室から示されました「市町村国民保護モデル計画」につきましては、

「武力攻擊事態対処法」

「国民保護法法における市町村の事務」(抜粋)

「用語解説」

と共に、会議資料とは別に配布させていただいておりますので、後ほど、ご覧置きいただきたいと存 じます。

以上で「国民保護について」の説明を終わらせていただきます。

次に、「向日市国民保護計画策定に当たっての基本的な考え方」についてご説明させていただきます。

(向日市国民保護計画策定に当たっての基本的な考え方)

お手元の資料の20ページの資料8をご覧ください。

これは、国民保護計画を策定するに当たって、向日市の基本的な考え方をまとめたものでございます。

あってはならないことではありますが、武力攻撃事態というまさに国全体として対応せざるを得ない事態が発生した場合におきまして、「市民の生命、身体、財産を守る」べき立場にあります市としまして、どう対応していくのかということを定めるものが、「向日市国民保護計画」でございます。

まず、計画内容につきましては、国の方針と十分整合性を図る必要がありますことから、先ほど説明いたしました、「国民保護法」や、「基本指針」、並びに、京都府国民保護計画に基づき、また、「市町村国民保護モデル計画」を参考に、策定することとしているところであります。

また、武力攻撃災害の被害規模等は、地理的、社会的状況により大きく異なってまいります。

市域が7.67平方キロメートルという非常コンパクトであり、市域の三方を京都市に囲まれているという、本市の地理的特性や、大都市近郊の住宅都市で、昼間人口比率が80%と低いという、社会的特性など、市の実情を十分踏まえて、国民保護計画を策定することとしております。

それでは、以下、計画策定に当たっての留意事項について説明いたします。

まず1点目の「様々な事態から市民の安心・安全を確保」でございますが、これは、「安心・安全なまちづくり」という、市政の基本的な姿勢を示すものでもありまして

- ・いかなる事態においても市民の生命、身体、財産を守る向日市の責務を果たせる実践的な計画づくりとする。
- ・様々な危機事象においても、その対応というのは、共通する部分も多いということから、地域防 災計画など既存の危機管理体制との整合を図りながら、総合的な危機管理機能の強化の観点から 計画の策定に全力をあげて取り組んでまいりますとともに、
- ・特に、現在の国際情勢や国際観光都市に隣接する市といたしましては、重大テロ等の緊急対処事 態への対策に重点を置くこととしているところでございます。

次に、2点目は「基本的な留意事項」としまして、基本的人権の尊重や国民保護措置に従事する者 等への安全の確保など法や基本指針にも記載されている事項に十分留意することとしております。

3点目は、「高齢者、障害者その他配慮を要する者の保護に配慮」についてであります。

避難や救援など様々な場面で、高齢者、障害者、病人、乳幼児、又、男女双方の視点に対して十分な配慮を行う必要があると考えております。

次に4点目は、「市民、事業所、関係機関との連携強化」についてであります。

危機管理関係機関以外にも大規模集客施設の管理者や学校、事業所等との連携の強化に重点をおいていくこととしております。

(近年、特に、事業所が地域の防災力の担い手として極めて大きな存在となっております。)

次に5点目は、「近隣市町との連携強化」についてであります。

本市は、三方を京都市に囲まれれおり、市域も東西約2キロメートル、南北約4キロメートルの7.67平方キロメートルと非常にコンパクトであります。

又、市域の西部一帯には西ノ岡丘陵の緑豊かな竹林が広がっております。

また、東部は平坦で、交通網が集中し、東西に阪急電鉄京都線、JR東海道本線、JR東海道新幹線、国道171号線及び名神高速道路が走っています。

こうしたことから、京都都市圏からの大規模な避難経路や公共交通機関等の運搬手段の利用等も考えられ、京都市、長岡京市、大山崎町及び京都南部都市広域行政権との連携強化が必要であると考えております。

次に6点目は、「的確かつ迅速な情報伝達体制の確保」についてであります。

国民保護法では、警報、避難の指示、緊急通報等様々な情報を、的確かつ迅速に伝達することが求められております。

通常、こうした緊急時の情報伝達は、広報車や自治会等を通じて伝達することとなっておりますが、 様々な機関と連携して、情報伝達ルートの多重化などを図る必要があると考えております。

次に、7点目は「救援体制の確立」についてであります。

武力攻撃事態における避難は、長期・大規模・広域的なものとなる可能性が高いことが考えられます。

避難施設の指定についても、考え方を整理する必要があると考えており、また、食料の提供などの 救援を行う上で、周辺自治体や企業と連携した備蓄体制を構築する必要があると考えております。

次に、8点目は「安否情報の収集・提供」についてであります。

病院や学校、大規模集客施設の管理者など、安否情報を保有することになる関係機関との協力態勢の構築が、特に重要と考えております。

次に、9点目としまして「こころのケア支援」についてを掲げております。

災害時には、生命や財産の損害への対応とともに、こころのケアの視点が重要となっています。

特に、近年、こころのケアの重要性が叫ばれています。

精神科医、精神科ソーシャルワーカー、心理職等の専門家と連携したこころのケア支援施策を図っていこうとするものであります。

次に、10点目は、全ての項目に係わることでございますが、「市民の皆様とのコラボレーション (協働)による安心・安全なまちづくり」であります。

災害を軽減するためには、「自助、共助、公助」が重要と言われています。

市民の皆様とのコラボレーション(協働)により、創意工夫を重ね、市民の皆様が安全で安心して暮らせる計画づくりとすることとしております。

最後11点目は、「計画の構成」についてでありますが、使いやすさ、分かりやすさに留意し「本編」「マニュァル編」「資料編」の三部構成とすることを考えております。

以上「国民保護計画作成に当たっての基本的なの考え方」についてご説明させていただきました。

# (向日市国民保護計画策定の主な日程 (案))

次に、「向日市国民保護計画策定の主な日程(案)」についてご説明をさせていただきます。

22ページの資料9をご覧ください。

協議会の開催は、今後のご議論や検討状況にもよりますが、今回を含め概ね3回、程度を考えております。

計画作成までの流れでございますが、各種団体との意見交換、隣接市町、京都南部都市広域行政圏、 さらには、協議会の幹事会での議論等を踏まえ、9月末まで「素案」をまとめていきたく存じており ます。

そして、9月末開催予定の第2回の協議会におきましてその「素案」についてご審議をいただくとともに、パブリック・コメント等により広く市民の意見をいただくこととしております。

又、併せて、近隣市町村や関係機関からの意見聴取を行っていきます。

そして、11月末に予定しております第3回の協議会で答申をいただきたいと考えております。

その後、計画案を作成し、京都府知事に協議することとしております。

京都府への協議後、速やかに向日市議会に報告し、19年3月は市民公表そして周知することといたしております。

以上で「向日市の国民保護計画について」の説明を終わらせていただきます。